

\*\*\*\*\*

目安箱への投稿

\*\*\*\*\*

■日付：2021/8/3

■件名：遠隔臨場について

■ご意見・お問い合わせ

今回、建設現場の遠隔臨場に関する試行工事について変更の特記仕様書が追加になりました。1.の内容の中に、なお、本試行工事は、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）の内容に従い実施するとあります。その案の中のP1に受注者における段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化とありますが簡素化になっているようには思えません、又発注者にとってはメリットはありますが受注者にとってメリットがあるようには思えません、なぜ今回、遠隔臨場という試行になったのか？臨場は現場にきてのものではないでしょうか。

■回答

建設現場の遠隔臨場は、新型コロナウイルスの影響もあって、令和2年度から全国的な取組として実施しているものであり、四国地方整備局においては、実装に向け、今年度より通信機能が確保される可能な工事は、原則全ての工事で試行する方針で行っているところです。

以上の状況を踏まえ、今後の簡素化に向けて遠隔臨場へご協力頂きますようお願い申し上げます。